

[事案 2022-116] 新契約無効請求

・令和5年9月4日 裁定不調

※本事案の申立人は、[事案 2022-117] の申立人の妻であり、[事案 2022-118] の申立人の子である。

<事案の概要>

募集人の誤説明等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成29年7月、平成30年7月、同年11月、令和2年9月に契約した4件の外貨建個人年金保険（あわせて「本契約」）について、以下等の理由により、契約を無効とし既払込保険料を返還してほしい。

- (1)募集人は、契約の際、「貯金」という言葉を繰り返し用いており、「銀行より利率がよい」「3年以上なら必ずプラスになる」などと説明をしたため、そのような契約内容であると誤信した。
- (2)各契約の契約締結前交付書面の交付を受けていない。
- (3)契約から3年経過したため、令和2年に、平成29年に契約した保険を解約するよう何度も募集人に連絡したが、解約控除や解約返戻金が既払込保険料を下回ることを一切説明されていない。
- (4)本契約と配偶者の同種契約を合わせた世帯の月払保険料は合計18万円にのぼり、世帯収入で支払いきれなくなったため、契約を全て減額した。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、「貯金」という単語を使用したのが、銀行や郵便局の預貯金と全く同じものとの趣旨の説明はしていない。
- (2)募集人は、申立人に対し、10年以内に解約すると解約控除などの費用がかかり損をすること、米ドルや豪ドルで運用するので為替変動の影響を受けることなどのリスクの説明はしており、元本は減らないという説明は行っていない。また、「3年以上で必ずプラスになる」「既払込保険料額より増える」という説明もしていない。
- (3)申立人は、意向確認書兼適合性確認書によって、本契約が投資性の年金保険で、解約返戻金が保険料円払込額の総額を下回る場合があり、損失が生じる可能性があることについて確認し、理解したことを証するチェックと署名をした上で、申込手続を行っている。
- (4)申立人から解約の相談を受けた際に、募集人は解約手続を進めなかったのではなく、タイミングをみるように促したにすぎない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解

決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾するとの回答を得られなかったため、手続を終了した。

- (1) 本契約は、将来の老後に備えるための年金保険であり、短期の貯蓄目的には不向きな性質の商品であると解されるどころ、募集人は、たびたび「貯金」と表現している一方で、申立人に対し、「これぐらいになったら下ろしてもいい金額」として、契約内容確認資料にシミュレーション上の数値とは異なる目標積立金額を書き込み、「3、4年で積み立てが増えてくる」などと説明していた。これらの説明方法は、虚偽の説明とまでは言えないとしても、申立人の誤解を招き得る不適切なものであったと言わざるを得ない。
- (2) 申立人および配偶者は子育て中であったところ、同種契約を合計5件契約し、最終的に月額合計18万円という保険料を支払うことになったことについては、申立人らの意向やニーズに合致したものであったのかという疑問が生じて然るべきところであるが、募集人は、追加の契約の募集時に、従前の契約の保険料が合計いくらになっているかなどの確認はしておらず、投資経験のない申立人らに対してリスク性の高い商品を募集する方法としては、相当程度不適切なものであったと言わざるを得ない。